

デイズくにみの郷

〔第一号通所事業〕重要事項説明書

デイズくにみの郷（以下「事業所」という）が提供する、第一号通所事業【通所型サービス】（以下、「介護サービス」という）の内容に関して重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者名称	株式会社福祉ケアサービス
所在地	宮城県仙台市若林区土樋104番地
代表者名	代表取締役 阿部 孝治
電話番号	022-217-3115
FAX番号	022-217-7506

2. 事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名称	デイズくにみの郷		
所在地	福島県南相馬市原町区国見町二丁目13番地の1		
管理者	山邊 理恵		
電話番号	0244-24-1700	FAX番号	0244-25-3252
介護保険指定番号	0771200219 号		
通常の事業の実施地域	南相馬市		

（2）事業所施設等の概要

定員	14人
食堂及び機能訓練室	43.4㎡
浴室	一般浴槽
その他の設備	静養室・相談室・トイレ2ヶ所・車イス用トイレ・脱衣場・送迎車両4台
防災設備等	自動通報装置・非常誘導灯・消火器・防犯監視兼用セキュリティシステム
消防計画の概要 （非常災害対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・防火責任者：管理者兼務 ・防火責任者：齋藤 成一 ・自主防災組織および緊急連絡網：併設事業所と合同で設置 ・防災訓練：避難訓練年2回、消火訓練年1回、通報訓練年1回

（3）サービスの提供時間帯

営業日	月曜日～金曜日（土曜・日曜及び事業所指定休業日を除く）
営業時間	8:15～17:15
サービス提供時間	9:30～15:45

(4) 事業所の職員体制

職 種 (職務内容)	常勤人数		非常勤兼務		兼務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者（運営全般の一元管理）		1			生活相談員/介護職員
生活相談員（介護計画作成・生活指導相談）		2			管理者/介護職員
看護職員（健康管理・保健衛生管理）		1		1	機能訓練指導員/介護職員
介護職員（介護計画に沿った介護、援助）	2	3		1	生活相談員/看護職員
機能訓練指導員（心身機能の訓練指導）		2		1	看護職員/介護職員
職員実人員	2	4		1	

*看護職員は、併設事業所との兼務あり

3. 運営方針

- ① 当事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法等の関係諸法令に基づき、関係する地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることへの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
- ② 当事業所は、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスを提供していきます。
- ③ 当事業所は、サービス提供にあたって、利用者の要介護認定区分及び利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会の意見に従ってサービスを提供していきます。
- ④ 当事業所は、サービスの提供にあたって、利用者または他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限をしません。
 - ・利用者又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ⑤ 当事業所は、健全な事業運営を実施しています。事業計画・財務内容に関する資料を求めに応じて閲覧・謄写します。但し、謄写に係る実費の負担を依頼人に請求できるものとします。

4. 介護サービスの内容

- ① 身体介護

日常生活動作能力に応じて、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護等、必要な支援及び介護サービスを提供する。
- ② 入浴

衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。
- ③ 食事

食事を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳、下膳の介助、食事摂取の介助等、必要な食事のサービスを提供する。
- ④ 機能訓練

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- ⑤ アクティビティ

人柄を尊重し、生きがいのある快適な日常生活を送ることができるようレクリエーション、制作活

動、行事的活動、体操等のアクティビティ・サービスを実施する。

⑥ 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、送迎、移動、移乗動作の介助等の送迎サービスを提供する。

⑦ 相談・助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

5. 利用料金

(1) 利用料金

当事業所の介護サービスの提供（介護保険適用部分）に際しての利用料金は、サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額のとおりとします。但し、介護保険の給付の範囲を超えた介護サービス利用は、全額自己負担となります。

- ① 基本料金は、所定の単位に地域区分別の単価10.00円を乗じて得た額です。
- ② 短期入居生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- ③ 利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。
- ④ 事業所が提供する通所型サービス（独自）の利用料は、介護報酬告示上の額となります。

(2) 料金表

* 通所型サービスの利用料金（介護保険適用時の自己負担額）

【月の単位・料金表】 * 1週あたりの標準的な回数を定める場合 地域区分単価10.00円

要介護度	単位	1月あたりの金額	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)	備考
事業対象者	1,798	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円	週1回程度
要支援1	日割 59	— 円	59 円	118 円	177 円	
事業対象者	3,621	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円	週2回程度
要支援2	日割 119	— 円	119 円	238 円	357 円	

* 通所型サービスの加算等の利用料金（介護保険適用時の自己負担額）

地域区分単価10.00円

加算項目	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担	備考
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	72	720 円	72 円	144 円	216 円	事業対象者・要支援1
	144	1,440 円	144 円	288 円	432 円	事業対象者・要支援2
通所型独自送迎減算（片道）	-47	-470 円	-47 円	-94 円	-141 円	片道につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	* 1ヶ月あたりの所定単位数 × 9.2%					1月につき

* 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

* 介護給付外の料金

食事代（おやつ代込）		700円
その他、プログラム費		利用者の希望により参加する活動や行事に係る材料費等については、事前説明の上で実費をいただきます。

* キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日の午後5時00分までご連絡をいただいた場合	無料
ご連絡が上記時間以降（午後5時00分以降）になった場合 （無断キャンセルの場合も含む）	食事代700円 （おやつ代込）

キャンセルが必要となった場合、至急ご連絡ください。（連絡先：0244-24-1700）

※ご利用者様の容態の急変、緊急かつやむを得ない場合のキャンセル料はいただきません。

（3）その他

利用者の介護保険被保険者証に支払方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、利用者が居住する市町村窓口へ提出して差額（介護保険適用部分）の払い戻しを受けてください。

（4）料金のお支払い方法

利用料金については、1ヶ月の利用料を明記した請求書をサービス提供月の翌月15日までに送付し、同月28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。

お支払方法については、原則として事前にお申込みをされた口座から自動引落としとさせていただきます。

- | |
|---|
| <p>【1】口座振替による自動引落 （振替完了後、領収証を発行します。）</p> <p>・引落日は毎月28日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。）</p> |
|---|

6. 介護サービスの利用方法

1. 介護サービスのお申し込み

①まずは、お電話等にてお申込みください。当事業所職員がお伺いします。

*「介護予防サービス・支援計画」の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者とご相談ください。

②この重要事項説明書により利用者の同意を得た後、契約を締結します。



2. 通所型サービス計画の作成

事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所型サービス計画（以下、「介護計画」という）を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

*介護計画を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

*介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者及びその家族に対して説明して同意を得て、これを利用者に交付します。

*利用者が介護サービス内容の変更や、提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が介護計画の範囲内で可能なときは速やかに介護計画の変更を行います。

*利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、速やかにその計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡調整等の援助を行います。⇨ 介護サービスの提供開始

7. 介護サービス提供の記録

- ①事業者は、介護サービスを提供した際には、介護サービス提供記録（通所型サービス記録）等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、必要に応じて利用者の確認を受けるものとします。
- ②事業者は、作成した介護サービス提供記録等の書面を、この契約の終了後5年間保管します。
- ③事業者は、利用者の求めに応じて前項の書面を閲覧させ、又は謄写します。謄写に際して、事業者は利用者に実費負担を請求することができるものとします。

8. 介護サービス利用にあたっての留意事項

- ①介護サービスの利用にあたっては、主治医等からの指示事項がある場合は申し出てください。
- ②体調不良等により介護サービスの利用に適さないと判断される場合には、利用を中止することがあります。
- ③事業所の施設・設備・敷地は本来の目的に従って利用してください。
- ④事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払っていただきます。
- ⑤利用者は、事業所内で以下に該当する行為を行うことを禁止します。
 - ・飲酒での利用
 - ・事業所指定場所以外での喫煙
 - ・介護サービス利用時間中の無断外出
 - ・危険物（刃物等）の持ち込み
 - ・利用者同士又は職員との金銭の貸し借り
 - ・利用者同士の飲食物の受け渡し
 - ・ペットの連れ込み
 - ・職員又は他の利用者に対し、身体的又は精神的暴力及び性的な行為
 - ・職員又は利用者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

9. 守秘義務

事業者及び職員は、業務上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合等の正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏洩することはありません。また、予め文書により利用者等の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10. 損害賠償

事業者は、契約に基づく介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第一号通所事業契約書第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

11. 事故発生時の取り扱い

- (1)事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、又は代理人等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

<留意点>

- ・対象となる事故は、事業者が介護サービス提供中の事故とします。
- ・事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - *骨折、縫合が必要な外傷又はそれ以上の重篤な事故又は死亡事故

*事業者と利用者又はその家族間で、問題が生じる可能性がある事故

*上記以外に、連絡が必要と認められる事故

(2) 事業者は事故処理の進捗状況に応じて、以下の報告を行うものとします。

- ・事故発生直後の場合は、事故発生状況
- ・事故処理が長期化する場合は、随時、途中経過
- ・問題が解決し、事態が終結した場合はその顛末及び結果

(3) 事業者は、事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

1.2. 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針を整備
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施
- ④ 虐待防止に関する措置の担当者の配置

(2) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1.3. 協議事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令に定めるところにより、利用者と事業者が互いに誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

1.4. 契約の終了

① 利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の10日前までに意思表示をしてください。

② 当事業所の都合で契約を終了する場合

やむを得ない事情により、契約を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的に契約を終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付で介護サービスを受けていた利用者の要介護度が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合（※この場合、認定状況に応じて別のサービス等に変更して、ご利用いただくことも可能です。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

④ その他

- ・事業者もしくは職員が正当な理由なく介護サービスを実施しない場合、守秘義務に違反した場合、故意又は過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為が認められる場合などは、文書で通知することにより契約を解除することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、又は利用者やご家族などが当事業所や当事業所の職員もしくは他の利用者に対して生命・心身等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に介護サービスを終了させていただく場合があります。

15. 緊急時の対応方法

事業者は、介護サービス提供時において、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し必要な処置を行います。

また、速やかに家族又は緊急連絡先へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

16. 非常災害対策

事業者は、介護サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の適切な措置を講じるものとします。また、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を行います。

17. 相談・苦情対応

- ① 事業者は、その提供した介護サービスに関する利用者等からの相談や苦情に対して、受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- ② 利用者は、提供された介護サービスに対し相談及び苦情がある場合、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会にいつでも苦情等を申し立てることができます。
- ③ 事業者は、利用者等の苦情等の申し立てを理由に、何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

<苦情相談窓口>

■事業所

事業所名	デイズくにみの郷		
窓口担当者	佐藤 衣美（生活相談員）	解決責任者	山邊 理恵（管理者）
ご利用時間	営業日の10:00～15:00		
電話/FAX番号	0244-24-1700		

■行政機関

南相馬市長寿福祉課介護保険係	0244-24-5334
----------------	--------------

■国民健康保険連合会

福島県国民健康保険団体連合会	担当窓口	苦情相談窓口専用
	電話番号	024-528-0040
	ご利用時間	9:00～16:00（土・日・祝日を除く）

令和 年 月 日

当事業所は、介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

＜事業者＞ 住所 宮城県仙台市若林区土樋104番地
事業者名 株式会社福祉ケアサービス
(事業所名) デイズくにみの郷
(住所) 福島県南相馬市原町区国見町二丁目13番地1

説明者氏名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、上記事業者よりサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

＜利用者＞ ㊦

住所 _____ (電話: _____)

氏名 _____ 印

＜代理人・利用者家族＞

㊦

住所 _____ (電話: _____)

氏名 _____ 印

(利用者との続柄: _____)